

第 75 回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2025年11月20日（木曜日）午前10時

場 所

名古屋市守山区苗代二丁目9番3号

当社 本社8階会議室

（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

書面およびインターネットによる議決権行使期限

2025年11月19日（水曜日）午後6時まで

※本総会において、お土産のご用意はございません。
ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案	役員賞与支給の件
事業報告	20
連結計算書類	45
計算書類	48
監査報告書	52

株式会社 進 和

（証券コード 7607）



パソコン・スマートフォン・タブ
レット端末からご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/7607/>

(証券コード 7607)

2025年10月29日

(電子提供措置の開始日 2025年10月28日)

株 主 各 位

名古屋市守山区苗代二丁目9番3号

株式会社 **進 和**

代表取締役社長 瀧 谷 善 郎

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第75回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.shinwa-jpn.co.jp/ir/stockholders_meeting.html



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

「ネットで招集」ウェブサイト

<https://s.srdb.jp/7607/>



なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類を御検討のうえ、2025年11月19日（水曜日）営業時間終了時（午後6時）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年11月20日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 名古屋市守山区苗代二丁目9番3号 当社 本社8階会議室
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 (1) 第75期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結
計算書類監査結果報告の件
(2) 第75期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 役員賞与支給の件

4. その他株主総会招集に関する事項

議決権行使書により議決権を行使される場合、議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令および当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結注記表
 - ・個別注記表
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合



株主総会開催日時 2025年11月20日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。

当日ご欠席の場合



①郵送（書面）による議決権の行使の場合

行 使 期 限 2025年11月19日（水曜日）午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。



②インターネットによる議決権の行使の場合

行 使 期 限 2025年11月19日（水曜日）午後6時まで

パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

■インターネットによる議決権の行使に際しては、次頁を必ずご確認ください。



議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことでスムーズにお手続きいただけます。

議決権行使 プラットフォームについて
機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運用する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。



インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（書面）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。
（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- ② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ インターネットによる議決権行使は、2025年11月19日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

① パソコンによる方法

- ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

② スマートフォンによる方法

- ・ 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・ スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記「2. ① パソコンによる方法」にて議決権行使を行ってください。
*QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株皆様のご負担となります。

以 上

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2025年11月19日（水）

午後6時まで

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

3. 各議案の賛否を選択

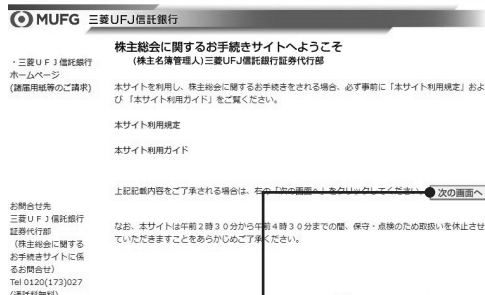


画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って行使完了です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック



2. お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力の際は、「ログイン」を選択してください。

ログインID 4桁 - 4桁 - 3桁 (半角)

パスワード
または仮パスワード (半角)

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードをご入力の際は、「パスワード変更」を選択してください。

「ログイン」をクリック



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



(QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。)

ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 (ヘルプデスク)

 **0120-173-027**

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけ、業績の進展等を勘案しながら、継続的かつ安定的な利益還元に努めることを基本方針としております。1株当たり年間配当金100円を下限値として、連結配当性向50%以上を目途に、持続的な業績向上を通じた利益配分の増加に努めることとしております。

当事業年度の期末配当につきましては、この基本方針を踏まえ、財政状況および資本効率等を総合的に勘案し、株主の皆様へより一層の利益還元を図るべく、以下のとおりにしたしたいと存じます。これにより、当事業年度における1株当たり配当金は中間配当56円と合せて124円となります。

また、内部留保金につきましては、企業体質の強化および今後の事業展開のために充当し、将来にわたる株主利益の確保に努めていく所存であります。

期末配当に関する事項

1. 配当

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金 68円00銭 総額911,306,352円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年11月21日

2. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名全員は任期満了となります。つきましては、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	性 別	現在の当社における地位・担当
1	ね もと てつ お 根 本 哲 夫	男性	代表取締役会長 経営全般 製造管掌 再任
2	たき たに よし ろう 瀧 谷 善 郎	男性	代表取締役社長 社長執行役員 全社統括 海外管掌 再任
3	いし かわ しゅう じ 石 川 修 示	男性	取締役 常務執行役員 営業本部長 兼 中部本店長 兼 名古屋営業第一部長 再任
4	はま だ ひろ き 濱 田 弘 樹	男性	取締役 上席執行役員 戦略事業領域長 兼 戦略営業推進室長 兼 名古屋営業第三部統括 再任
5	か とう きよし 加 藤 清	男性	取締役 上席執行役員 管理本部長 兼 情報システム部長 再任
6	か がわ じゅん いち 加 川 純 一	男性	社外取締役 再任 社外 独立
7	あさ い のり こ 浅 井 紀 子	女性	社外取締役 再任 社外 独立

1	ねもとてつお	再 任	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況
	根 本 哲 夫		412,570 株	15/15 回
	(1951年 9月14日生)			

■ 略歴、地位および担当

1997年11月 当社取締役
2001年11月 当社常務取締役
2003年11月 当社専務取締役
2013年11月 当社代表取締役社長
2020年11月 当社代表取締役社長
社長執行役員
2023年11月 当社代表取締役会長 経営全般
2024年11月 当社代表取締役会長 経営全般
製造管掌（現）

■ 取締役候補者とした理由

2013年に当社代表取締役社長に就任以来、企業価値向上のため、長きにわたり当社グループ全体の経営戦略、経営財務を管掌し、経営基盤の構築に貢献してまいりました。これまで培われた豊富な経験と、的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役候補者としております。

2	たき たに よし ろう	再 任	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況
	瀧 谷 善 郎		36,233 株	15/15 回
	(1963年12月 2日生)			

■ 略歴、地位および担当

2000年 4 月 SHINWA INTEC Co., Ltd. 取締役
（出向）
2011年11月 当社取締役
2016年11月 当社常務取締役
2018年11月 当社専務取締役
2020年11月 当社取締役専務執行役員
2023年11月 当社代表取締役社長
社長執行役員
全社統括 海外管掌（現）

■ 取締役候補者とした理由

当社の海外現地法人における営業基盤の強化を図るなど、当社のグループ事業に長く携わり、統率力を発揮し牽引してまいりました。これらの経験と知見を活かし、当社グループ全体における業務執行、および意思決定、監督を適切に行えるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。

3

いし かわ しゅう じ
石 川 修 示

(1969年7月10日生)

再 任

所有する当社の株式の数

27,031 株

取締役会への出席状況

15/15 回

■ 略歴、地位および担当

2008年 4 月 当社名古屋営業第三部長
2012年 4 月 当社名古屋営業第二部長
2015年11月 当社執行役員 名古屋営業第二部長
2016年11月 当社取締役
2018年11月 当社常務取締役
2020年11月 当社取締役常務執行役員 営業本部長
兼 中部本店長
2025年 4 月 当社取締役常務執行役員 営業本部長
兼 中部本店長
兼 名古屋営業第一部長（現）

■ 取締役候補者とした理由

豊富な営業経験を活かして、当社の主要取引先の営業責任者を歴任し、現在も営業本部の統括として事業拡大を推進しております。変革の時代においても、柔軟で積極的な姿勢を持ち、事業展開の加速と収益力向上に貢献していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

4

はま だ ひろ き

濱 田 弘 樹

(1968年 6月 1 日生)

再 任

所有する当社の株式の数

29,507 株

取締役会への出席状況

15/15 回

■ 略歴、地位および担当

2007年 4 月 当社名古屋営業第一部長
2010年 4 月 SHINWA U.S.A. CORPORATION
取締役副社長兼COO（出向）
2012年12月 当社名古屋営業第三部長
2015年11月 当社執行役員 名古屋営業第三部長
2017年11月 当社常務執行役員
名古屋営業第三部長
2019年11月 当社取締役 名古屋営業第三部長
2020年11月 当社取締役上席執行役員
名古屋営業第三部長
兼 戦略営業推進室統括
2022年 4 月 当社取締役上席執行役員
名古屋営業第三部長統括
兼 戦略営業推進室統括
2025年 9 月 当社取締役上席執行役員
戦略事業領域長
兼 戦略営業推進室長
兼 名古屋営業第三部長統括（現）

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり、営業の責任者を務め、現在も取締役として名古屋営業第三部を統括し、また戦略事業領域長として事業拡大に貢献しています。これまでの知識、経験に基づき、成長戦略立案や推進に取り組んでまいりました。事業活動における様々な障壁や変動要素にも戦略的かつ柔軟に対応し、当社の業績向上にも寄与していることから、引き続き取締役候補者としております。

5

かとう きよし
加藤 清

(1964年9月26日生)

再任

所有する当社の株式の数

14,339株

取締役会への出席状況

15/15回

■ 略歴、地位および担当

2007年4月 当社名古屋営業第三部次長
 2008年12月 当社経理部次長 兼 調達課課長
 2010年4月 当社調達部長
 2015年11月 当社執行役員 調達部長
 2016年11月 当社執行役員 総務部長
 2019年11月 当社取締役
 2020年11月 当社取締役 上席執行役員 管理本部長
 兼 総務部長
 2023年11月 当社取締役 上席執行役員
 管理本部長
 兼 情報システム部長（現）

■ 重要な兼職の状況

株式会社アイシン 代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

2020年より管理本部の責任者として従事し、現在は取締役として管理本部を統括しております。情報システム部責任者を兼任していることから、リスク・コンプライアンス体制強化にも寄与しております。また、国内外での社会貢献活動への積極的な取り組みを推進し、持続的な企業価値向上に貢献しております。この手腕を経営に活かしていくことの必要性から、引き続き取締役候補者としております。

6

か がわ じゅん いち

加 川 純 一

(1950年9月19日生)

再 任
社 外
独 立

所有する当社の株式の数

一 株

取締役会への出席状況

15/15回

■ 略歴、地位および担当

1977年 4 月 日本特殊陶業株式会社入社
 2003年 6 月 同社取締役
 2007年 6 月 同社常務取締役
 2009年 6 月 同社専務取締役
 2011年 6 月 同社顧問 技監
 2012年 6 月 C K D株式会社社外取締役
 2021年11月 当社取締役（社外取締役）（現）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大手製造会社の取締役として経営に携わった経験、およびモノづくり全般に関する幅広い知見を有しており、その豊富な経験と高い知見に基づき、当社の経営全般に対する監督および適切な助言が期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

7

あ さ い の り こ

浅 井 紀 子

(1964年7月25日生)

再 任
社 外
独 立

所有する当社の株式の数

一 株

取締役会への出席状況

15/15回

■ 略歴、地位および担当

1997年 4 月 名古屋大学経済学部文部教官助手
 1999年 3 月 名古屋大学博士（経済学）
 2007年 4 月 中京大学経営学部教授
 2015年 6 月 CKD株式会社社外取締役
 2020年 6 月 イビデン株式会社社外取締役（現）
 2021年 6 月 オークマ株式会社社外取締役
 2021年10月 名古屋大学大学院経済学研究科
 招聘教員
 2023年11月 当社取締役（社外取締役）（現）
 2024年 9 月 国立大学法人 豊橋技術科学大学
 常勤監事（現）

■ 重要な兼職の状況

イビデン株式会社 社外取締役
 国立大学法人 豊橋技術科学大学 常勤監事

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

過去に企業経営に直接関与したことはありませんが、複数の上場企業における社外取締役を歴任し、経営に関する重要事項の審議に参画しております。また、経済学博士として製造業の研究に長きにわたり携わり、生産管理や人的資本経営を専門とする高度な学術知識と豊富な経験を有しております。その専門的な見識に基づく適切な助言や監督を独立的な立場から行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式の数は、2025年8月末日現在の所有株式数を記載しております。また、当社役員持株会における本人持分を含めて記載しています。
3. 各候補者の当社における現在の担当につきましては、8頁に記載のとおりであります。
4. 加川純一氏、浅井紀子氏は、再任の社外取締役候補者です。
5. 社外取締役候補者の加川純一氏、浅井紀子氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定める独立性基準を満たしており、独立役員として届出をしております。当社における社外取締役の独立性に関する基準については18頁をご参照ください。
6. 加川純一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
7. 浅井紀子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
8. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。加川純一氏、浅井紀子氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
9. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役になされた場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2026年1月に同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役茂木恒有氏が、本定時株主総会終結の時をもって辞任することに伴い、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。また、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりです。

まつ	うら	もり	お	新 社 独	任 外 立	所有する当社の株式の数 一 株	取締役会への出席状況 一 回
松	浦	守	生				
(1959年12月10日生)							

略歴、地位および担当

- 1983年 4 月 日本新薬株式会社入社
- 2013年 4 月 同社営業本部近畿・東海統括部
京滋・北陸支店長
- 2015年 4 月 同社営業本部西日本統括部大阪支店
長
- 2017年 4 月 同社営業本部北関東・甲信越支店長
- 2019年 4 月 同社営業本部営業企画統括部次長
- 2019年 6 月 同社常勤監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大手製薬会社の営業部門において要職を歴任し、事業運営の実務に精通しており、2019年から4年間は同社常勤監査役を務め、監査等委員として必要な知識・経験を十分に備えております。営業部門で培われた実務的な視点を活かし、実務の実態に即した助言や指摘を期待するとともに、独立した客観的な立場から、業務執行に対する監査、監督等を適切に行えるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 松浦守生氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松浦守生氏の所有する当社の株式数は、2025年8月末日現在のものであります。
3. 松浦守生氏は、新任の監査等委員である常勤の社外取締役候補者です。
4. 松浦守生氏が原案どおり選任された場合、同氏は東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定める独立性基準を満たしており、独立役員として届出を予定しております。当社における社外取締役の独立性に関する基準については18頁をご参照ください。
5. 当社は、監査等委員である取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。松浦守生氏の選任が承認可決された場合は、当該責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。松浦守生氏が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2026年1月に同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役会の構成（本総会終結後の予定）

取締役	各取締役に特に期待する分野							
	企画経営 ・ 経営戦略	営業 ・ マーケティング	製造 ・ 技術	グローバル ビジネス	法務 ・ リスク管理	財務 ・ 会計	環境 ・ 社会問題	内部統制 ・ ガバナンス
根本哲夫	●	●	●				●	●
瀧谷善郎	●	●		●			●	●
石川修示	●	●	●	●				
濱田弘樹	●	●	●	●				
加藤 清	●				●	●	●	●
加川純一 社外 独立	●		●		●			●
浅井紀子 社外 独立	●		●				●	●
松浦守生 常勤監査等委員 社外 独立	●	●			●			●
内藤正明 監査等委員 社外 独立	●				●		●	●
秋葉和人 監査等委員 社外 独立	●				●	●		●
木全美加 監査等委員 社外 独立	●					●	●	●

【ご参考】

社外取締役の独立性に関する基準

当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、次の事項のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなす。

1. 当社および子会社の業務執行者、または過去に1度でも業務執行者であった者（注1）
2. 当社の議決権を5%以上保有する大株主またはその業務執行者
3. 下記のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1) 当社グループの主要な仕入先（注2）
 - (2) 当社グループの主要な販売先（注3）
 - (3) 当社が5%以上の議決権を保有する企業等
4. 下記のいずれかに該当する組織等に属する専門家
 - (1) 当社の会計監査人である監査法人または当社の顧問税理士事務所に所属する専門家
 - (2) その他当社が役員報酬以外に年間1,000万円以上の支払を行ったコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家
5. 当社から年間1,000万円以上の寄付を受けている者もしくは法人の業務執行者
6. 当社取締役が社外役員として就任している会社の出身者
7. 上記（1. ～6.）の配偶者または2親等以内の近親者
8. 過去5年間に上記（2. ～7.）に該当していた者

（注1）業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、執行役員、使用人を含む。監査役は含まれない。

（注2）主要な仕入先とは、当社グループの連結仕入高の2%以上の企業およびそのグループ企業をいう。

（注3）主要な販売先とは、当社グループの連結売上高の2%以上の企業およびそのグループ企業をいう。

以 上

第4号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）5名に対し、当事業年度の業績等を勘案し、総額35,000千円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は35～37頁に記載のとおりであります。本議案は当該方針に沿うものであることから相当なものであると判断しております。

なお、各取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する金額につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

事業報告

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善などにより、景気は緩やかな回復が続きました。一方で、継続的な物価上昇がもたらす個人消費の下振れ懸念に加え、米国の対外経済政策による今後の企業収益への影響や中国経済の減速などは、依然として先行きに不透明感を与えています。

当社グループの主要ユーザーである自動車業界におきましては、国内において認証不正問題の影響などもあり、自動車生産台数は前年を下回る状況が続きましたが、2025年以降には回復基調となりました。設備投資は工場の自動化・省人化投資を中心に堅調に推移しました。

当社グループでは、このような事業環境のなか、第4次中期経営計画「Change! Shinwa moving forward 2026」の重点戦略を着実に実施いたしました。また、収益力の向上においては、価格転嫁による適正価格の実現、エンジニアリング機能を活かした高付加価値商・製品の提供、生産効率改善による原価低減等の取り組みにより、収益改善に繋げることができました。

その結果、当連結会計年度における売上高は861億46百万円（前連結会計年度比10.7%増）経常利益は48億9百万円（前連結会計年度比23.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は33億12百万円（前連結会計年度比21.3%増）となりました。

これをセグメント別にご説明いたしますと、次のとおりであります。

日本

自動車メーカー・同部品メーカー向け生産設備・材料の売上が堅調に推移しました。特にEV・車載電池関連の生産設備や工場内物流を自動化するAMR（自律走行搬送ロボット）の売上が堅調に推移したことなどにより、売上高は738億50百万円（前連結会計年度比17.0%増）、セグメント利益は30億79百万円（前連結会計年度比91.2%増）となりました。

米州

日系自動車メーカー向け材料・消耗品の売上が堅調に推移しましたが、前年同期の米国およびメキシコの日系空調機器メーカー向けのプロジェクトの反動減により、売上高は94億65百万円（前連結会計年度比19.9%減）、セグメント利益は6億65百万円（前連結会計年度比49.1%減）となりました。

アジア・パシフィック

日系自動車メーカー・同部品メーカー向け設備や材料の売上が堅調に推移したことや当連結会計年度より当セグメントに含めた非連結子会社であったSHINWA(INDIA)ENGINEERING & TRADING PRIVATE LIMITED（インド）の業績が寄与したことにより、売上高は58億7百万円（前連結会計年度比24.4%増）、セグメント利益は6億68百万円（前連結会計年度比29.5%増）となりました。なお、当連結会計年度より、非連結子会社であったSHINWA(INDIA)ENGINEERING & TRADING PRIVATE LIMITED（インド）について重要性が増したことに伴い、連結の範囲に含めております。SHINWA(INDIA)ENGINEERING & TRADING PRIVATE LIMITED（インド）を連結の範囲に含めたことに伴い、報告セグメントの区分方法を見直しております。従来のSHINWA INTEC Co., Ltd.（タイ）、PT.SANTAKU SHINWA INDONESIA（インドネシア）およびSHINWA INTEC MALAYSIA SDN. BHD.（マレーシア）の区分を「東南アジア」から「アジア・パシフィック」へ名称変更し、SHINWA(INDIA)ENGINEERING & TRADING PRIVATE LIMITED（インド）を当期分より「アジア・パシフィック」に含めております。

中国

中国経済の減速による日系自動車メーカーの設備投資の抑制などの影響により、売上高は45億99百万円（前連結会計年度比17.9%減）、セグメント利益は1億6百万円（前連結会計年度比1.0%減）となりました。

その他

イギリスの日系空調機器メーカー向け生産設備や材料の売上の反動減による影響が大きく、売上高は7億90百万円（前連結会計年度比31.3%減）、セグメント損失は5百万円（前連結会計年度のセグメント利益は66百万円）となりました。

なお、セグメント別の売上高は、セグメント間の内部売上高を含めて記載しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、総額12億1百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成・取得した主要設備

会 社 名	事 業 所 名	内 容	投 資 額
株式会社進和	本社	本社LED照明器具および制御システム更新	75百万円
株式会社進和	メンテックセンター 名古屋工場	プラズマ溶接機	37百万円
株式会社進和	メンテックセンター 名古屋工場	ワイヤ放電加工機MV4800S	37百万円
株式会社進和	ジョイテックセンター	レーザ溶接機	33百万円

(3) 資金調達の状況

設備投資資金は、自己資金にて充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用・所得環境が改善するなか、緩やかな景気回復が続くことが期待されますが、一方で、ウクライナ・中東情勢の混迷長期化、物価上昇などによる国内外景気の下振れ懸念などもあり、先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。

当社グループの主要ユーザーの自動車業界におきましては、米国関税の引き上げを契機に、サプライチェーンの現地化が一層進展し、調達先の変更、生産拠点の移動、新規工場の建設などサプライチェーンの再編が想定されます。一方、EVシフトの動きは鈍化傾向にあります。EV市場の設備投資は着実に実施され、今後の拡大が見込まれます。

また、自動車業界をはじめ多くの製造業では、AI（人工知能）・IoT（モノのインターネット）・ICT（情報通信技術）などの先進技術を活用し、生産プロセスを高度に自動化・効率化したスマートファクトリーの需要が拡大しています。ロボット・自動化設備のハード面とロボットや各機器が相互に情報をやり取りするためのフィールドネットワークのソフト面を組み合わせたスマートファクトリー化・DX化ニーズの増大が見込まれます。

さらに、成長ドライバーとして期待する超精密塗布装置事業の半導体業界におきましては、AIおよびデータセンターの急成長や車載向け半導体の需要拡大により、市場の急拡大が見込まれます。

このような状況のもと、当社グループでは第4次中期経営計画を2023年9月より開始しておりますが、計画2年目の2025年8月期においては、主要顧客である自動車業界の設備投資が底堅く、売上高は過去最高を記録するなど、増収増益を達成することができました。しかしながら、計画最終年度となる2026年8月期におきましては、EV・車載電池市場の鈍化に伴う投資の延期、中国の日系自動車メーカーの競争力低下に伴う投資抑制、超精密塗布装置（自社開発品）の得意先半導体後工程メーカーの投資の先送り等、中期経営計画策定時とは経営環境が大きく変化していることから、経営目標を以下のとおり修正いたしました。

なお、中期経営計画に掲げております基本方針、重点戦略等に変更はありません。当社グループでは、さらなる成長に向けた一歩が踏み出せるよう、お客様の半歩先に行く付加価値の高い商品や製品を提供することで、収益力の強化を図ってまいります。また、資本収益性の向上と株主還元の拡充、サステナビリティ経営の推進により、企業価値の向上（PBRの改善）と持続的な成長を目指してまいります。

第4次中期経営計画の概要は次のとおりであります。

＜第4次中期経営計画の概要＞

1. スローガン

Change! Shinwa moving forward 2026 －変革への挑戦と持続的な成長－

2. 計画期間

2023年9月～2026年8月（3年間）

3. 経営ビジョン

かつてない時代の変化を機敏に捉え、社員一人ひとりが変化を恐れず果敢にチャレンジし、お取引先様に新しい価値の提供を通じて、信頼される企業を目指します。

4. 基本方針

- ① 成長市場におけるビジネスの拡大
- ② 生産・開発体制（メーカー機能）の拡充
- ③ グローバルビジネスの拡大と体制整備
- ④ 経営基盤の強化
- ⑤ 資本効率の向上と株主還元の拡充

5. 重点戦略

上記、経営ビジョンの実現に向けて、部門ごとに以下の項目を重点戦略として取り組んでまいります。

- ① 国内営業部門
 - ・ エンジニアリング機能強化とコアコンピタンスを生かした営業推進
 - ・ 電動化・自動運転対応
 - ・ グリーンビジネスの拡大
- ② 海外営業部門
 - ・ 地域統括会社（RHQ:Regional Headquarters）を中核としたグループ管理体制の構築
 - ・ 選定した重点地域・市場・顧客の開拓と営業推進
 - ・ 海外人材・グローバル人材の育成とSDG s への取り組み推進

③ 製造部門

- ・成長市場におけるものづくり技術開発強化
- ・生産・開発体制の拡充
- ・製造基盤の整備と強化

④ 管理部門

- ・成長するグローバルビジネスに向けた経営基盤の整備
- ・サステナビリティ経営の推進による企業価値の向上
- ・コンプライアンスの徹底とガバナンスの深化

6. 財務戦略

① PBR改善に向けた取り組み

資本コスト・資本収益性を十分意識しながら、成長の原資となる収益・キャッシュを事業活動により継続的に創出し、適切なキャッシュアロケーションにより、企業価値の向上（PBRの改善）を実現いたします。

② 資本効率の向上

資本コストを上回るROE10%以上を安定的に創出し、企業価値の向上を図り、PBR 1倍超の早期実現につなげます。直近では、自己資本の増加と収益性の低下によりROEは低下傾向にあり、収益力の強化と適正な自己資本の維持を図ります。

③ キャッシュアロケーション

営業活動により創出するキャッシュ・フローの中で、財務健全性を確保しつつ投資と株主還元適切に配分いたします。投資においては、基盤事業の強化、新市場・新領域に向けた投資に加え、人財投資やカーボンニュートラルに関わる投資を積極的に行ってまいります。

7. 株主還元方針（株主還元の拡充）

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、業績の進展を勘案しながら、継続的かつ安定的な利益還元に努めることを基本方針としています。

具体的には、1株当たり年間配当額100円を下限として、連結配当性向50%以上を目途に、持続的な業績向上を通じた利益配分の増加に努めてまいります。

また、自己株式の取得は、中長期的な投資計画、市場環境および資本の状況などを総合的に勘案し、検討してまいります。

※第4次中期経営計画では、最終年度の2026年8月期までは、上記の株主還元方針を適用します。

8. 経営目標

達成すべき目標	2024年8月期	2025年8月期	2026年8月期（最終年度）	
	実績	実績	当初目標	修正目標
売上高	778億円	861億円	900億円	870億円
営業利益	35億円	45億円	58億円	43億円
親会社株主に帰属する当期純利益	27億円	33億円	42億円	31億円
海外売上高（仕向地別）	269億円	271億円	400億円	290億円
海外セグメント利益	19億円	14億円	30億円	16億円
ROE	6.8%	7.8%	10%以上	7%以上

9. サステナビリティ経営

4つのマテリアリティ（①気候変動への取組み ②働きやすい環境の整備 ③豊かな社会の実現 ④経営基盤の強化）をサステナビリティ経営の軸として、成長市場におけるビジネスの拡大やエンジニアリング力の拡充、ダイバーシティ推進のほか、ガバナンス体制の強化により、ウェルビーイング（幸福感）の実感できる会社を目指して更なる企業価値向上に取り組んでまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 72 期 (2022年 8 月期)	第 73 期 (2023年 8 月期)	第 74 期 (2024年 8 月期)	第 75 期 (当連結会計年度) (2025年 8 月期)
売 上 高(百万円)	71,062	76,114	77,845	86,146
経 常 利 益(百万円)	5,582	5,144	3,901	4,809
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,784	3,585	2,729	3,312
1 株当たり当期純利益	283円26銭	268円08銭	203円93銭	247円22銭
総 資 産(百万円)	62,699	58,924	65,600	74,409
純 資 産(百万円)	36,249	39,246	41,628	43,609
1 株当たり純資産額	2,701円98銭	2,923円33銭	3,097円50銭	3,243円38銭

(注) 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また 1 株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 72 期 (2022年 8 月期)	第 73 期 (2023年 8 月期)	第 74 期 (2024年 8 月期)	第75期 (当期) (2025年 8 月期)
売 上 高(百万円)	52,319	55,254	60,628	71,333
経 常 利 益(百万円)	3,044	2,922	2,481	4,059
当 期 純 利 益(百万円)	2,174	2,164	1,934	3,082
1 株当たり当期純利益	162円79銭	161円83銭	144円53銭	230円11銭
総 資 産(百万円)	45,855	44,470	50,869	56,438
純 資 産(百万円)	28,348	29,630	30,446	32,195
1 株当たり純資産額	2,121円29銭	2,215円05銭	2,273円86銭	2,402円37銭

(注) 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また 1 株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (2025年8月31日現在)

① 親会社との関係

当社は親会社を有していません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
SHINWA U.S.A.CORPORATION	10万米ドル	100.0%	北米地区における金属接合機器・材料、産業機械、F Aシステム等の販売、米国製接合材料等の調達
SHINWA INTEC Co.,Ltd.	19百万 タイバーツ	99.9% (0.1%)	東南アジア地区における金属接合機器・材料、産業機械、F Aシステム等の販売および溶接加工製品等の生産、販売
PT.SANTAKU SHINWA INDONESIA	85万米ドル	99.9% (17.6%)	インドネシア国内における金属接合機器・材料、産業機械、F Aシステム等の販売
SHINWA INTEC MALAYSIA SDN. BHD.	100万 マレーシア リンギット	99.9% (99.9%)	マレーシア国内における金属接合機器・材料、産業機械、F Aシステム等の販売
煙台進和接合技術有限公司	575万米ドル	87.0%	中国国内におけるろう付加工製品等の生産および販売
那欧雅進和（上海）貿易有限公司	80万米ドル	100.0%	中国国内における金属接合機器・材料、産業機械、F Aシステム等の販売
煙台三拓進和攪拌設備維修有限公司	580万米ドル	100.0%	中国国内における溶接加工製品等の生産および販売
進和（天津）自動化控制設備有限公司	70万米ドル	100.0%	中国国内におけるFAシステム機器の生産、販売および精密塗布装置の販売
SHINWATEC LIMITED	5万英ポンド	100.0%	欧州地区における金属接合機器・材料、産業機械、F Aシステム等の販売
SHINWA REPRESENTAÇÃO COMERCIAL DO BRASIL LTDA.	60万 ブラジルレアル	99.9%	ブラジル国内における金属接合機器・材料、産業機械、F Aシステム等の販売
SHINWA ENGINEERING S.A. de C.V.	12百万 メキシコペソ	100.0% (30.0%)	メキシコ国内における金属接合機器・材料、産業機械、FAシステム等の販売
SHINWA(INDIA)ENGINEERING & TRADING PRIVATE LIMITED	25百万 インドルピー	99.9% (99.9%)	インド国内における金属接合機器・材料、産業機械、FAシステム等の販売
株式会社ダイシン	26百万円	100.0%	自動車部品の樹脂製品の製造と販売
株式会社進栄	28百万円	100.0%	運送業および倉庫管理業
株式会社アイシン	10百万円	100.0%	当社所有の不動産管理業および損害保険代理業

(注) 1. 当社の議決権比率の（ ）は、間接所有を示す内数であります。

2. 当社の議決権比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(7) 主要な事業内容（2025年8月31日現在）

分 類				主 要 品 目			
金	属	接	合	溶接棒などの溶接材料、溶接機、銀ろう・ハンダなどのろう付材料、ろう付装置、肉盛溶接・溶射加工、ろう付加工			
産	業	機	械	各種省力化機械装置、プレス、工作機械、金型・機械部品用金属材料			
F	A	シ	ス	テ	ム	生産管理・指示システム等の情報通信システム、産業用ロボットシステム	
メ	ン	テ	ナ	ン	ス	そ の 他	プレスをはじめとする各種機械装置の修理工事、機械部品の補修、スポット販売商品（多種にわたるため省略）、自動車部品の樹脂製品
不動産管理業および損害保険代理業							当社所有の不動産管理業および損害保険代理業
運 送 業 お よ び 倉 庫 管 理 業							当社本社倉庫の管理業務および名古屋地区における納品業務

(8) 主要な営業所および工場 (2025年8月31日現在)

当 社	本 社	名古屋市守山区苗代二丁目9番3号	
	支店等	北海道営業所 (北海道苫小牧市) 中部本店 (名古屋市守山区) 東北営業所 (仙台市泉区) 海外営業部 (名古屋市守山区) 大宮営業部 (さいたま市中央区) 西日本支店 (大阪市淀川区) 東日本支店 (東京都品川区) 広島営業所 (広島市南区) 静岡営業所 (静岡市葵区) 九州営業部 (北九州市小倉北区) 浜松営業所 (浜松市中央区)	
	工 場	メンテックセンター ジョイテックセンター (名古屋市守山区) 名古屋工場 (愛知県豊田市) スマートファクトリー/バージョンセンター (名古屋市守山区) 九州工場 (北九州市小倉北区) メカトロシステムセンター (愛知県春日井市)	
国内子会社		株式会社ダイシン (名古屋市中村区) 株式会社進栄 (愛知県愛知郡東郷町) 株式会社アイシン (名古屋市守山区)	
海外子会社		SHINWA U.S.A. CORPORATION (米国) SHINWATEC LIMITED (英国) SHINWA INTEC Co.,Ltd. (タイ) 那欧雅進和 (上海) 貿易有限公司 (中国) 煙台進和接合技術有限公司 (中国) 煙台三拓進和攪拌設備維修有限公司 (中国) 進和 (天津) 自動化控制設備有限公司 (中国) SHINWA (INDIA) ENGINEERING & TRADING PRIVATE LIMITED (インド) SHINWA REPRESENTAÇÃO COMERCIAL DO BRASIL LTDA. (ブラジル) PT.SANTAKU SHINWA INDONESIA (インドネシア) SHINWA INTEC MALAYSIA SDN. BHD. (マレーシア) SHINWA ENGINEERING S.A. de C.V. (メキシコ)	

(9) 従業員の状況（2025年8月31日現在）

① 企業集団の従業員数の状況

事業の部門別の名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
生産部門	318名	4名減
販売部門	459名	25名増
管理部門	148名	4名増
合計	925名	25名増

（注）上記従業員数には、使用人兼取締役および臨時従業員（嘱託、パートおよび派遣の期中平均雇用人員188名）は含まれておりません。

② 当社の従業員数の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
577名	22名増	40.1歳	11.7年

（注）上記従業員数には、使用人兼取締役および臨時従業員（嘱託、パートおよび派遣の期中平均雇用人員81名）は含まれておりません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年8月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 23,100,000株

(2) 発行済株式の総数 13,815,319株（自己株式413,755株を含む）

(3) 株 主 数 10,210名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,450千株	10.8%
進 和 取 引 先 持 株 会	507千株	3.8%
進 和 従 業 員 持 株 会	497千株	3.7%
根 本 哲 夫	412千株	3.1%
東 朋 テ ク ノ ロ ジ ー 株 式 会 社	400千株	3.0%
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社（投 信 口）	389千株	2.9%
根 本 完 治	379千株	2.8%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行（信 託 口）	367千株	2.7%
加 藤 皓 己	334千株	2.5%
岸 直 人	298千株	2.2%

(注) 当社は、自己株式413,755株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）	9,900株	5名

(6) その他株式に関する重要な事項

2025年4月21日の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類および数 普通株式 600,000株

消却後の発行済株式の総数 13,815,319株

消却した日 2025年5月12日

3. 会社の新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年8月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	根 本 哲 夫	経営全般 製造管掌	
代表取締役社長 社長執行役員	瀧 谷 善 郎	全社統括 海外管掌	
取 締 役 常務執行役員	石 川 修 示	営業本部長 兼中部本店長 兼名古屋営業第一部長	
取 締 役 上席執行役員	濱 田 弘 樹	戦略事業領域長 兼名古屋営業第三部統括 兼戦略営業推進室統括	
取 締 役 上席執行役員	加 藤 清	管理本部長 兼情報システム部長	株式会社アイシン 代表取締役社長
社外取締役	加 川 純 一		
社外取締役	浅 井 紀 子		イビデン株式会社 社外取締役 国立大学法人 豊橋技術科学大学 常勤監事
取締役 (常勤監査等委員)	茂 木 恒 有		
社外取締役 (監査等委員)	内 藤 正 明		弁護士 東濃信用金庫 監事 ナトコ株式会社 監査役
社外取締役 (監査等委員)	秋 葉 和 人		
社外取締役 (監査等委員)	木 全 美 加		木全美加公認会計士事務所 代表 株式会社プロトコーポレーション 社外取締役 地盤ネットホールディングス株式会社 社外取締役

- (注) 1. 2024年11月21日開催の第74回定時株主総会において、新たに木全美加氏が就任いたしました。
2. 取締役 加川純一、浅井紀子と取締役（監査等委員）内藤正明、秋葉和人、木全美加の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、5氏は株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
3. 取締役（常勤監査等委員）茂木恒有氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 茂木恒有氏は、2025年11月20日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたします。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 加川純一、浅井紀子と取締役（監査等委員）である茂木恒有、内藤正明、秋葉和人、木全美加の6氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。同保険の被保険者の対象範囲は、当社の取締役、執行役員および子会社役員であり、当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求については填補されないなど、一定の免責事由があります。また、被保険者の保険料負担はありません。

(4) 取締役の報酬等の額

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く、以下同様）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名・報酬諮問委員会における審議の結果を踏まえております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が原案について取締役会で決議された決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、取締役が業績向上への意欲を高め、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役員に求められる役割・責務・業績に見合った報酬水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬については、固定報酬としての「基本報酬」、短期の業績連動報酬としての「役員賞与」および中長期インセンティブ報酬としての「譲渡制限付株式報酬」により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

ロ. 基本報酬

基本報酬は、取締役の職務遂行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬とし、基本報酬総額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、経営環境、業界動向および業績等を勘案して決定しております。業務執行取締役の個人別の支給額は、役位、担当部門に応じて決定しております。社外取締役の基本報酬は、毎月支給する定額の金銭報酬とし、市場水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとしております。

ハ. 業績連動報酬（役員賞与）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の連結当期純利益と当該事業年度の年間配当額を基準に算出された額を上限に、役員賞与として毎年株主総会後に支給しております。個人別の支給額は、取締役の役位、個人別査定に応じて決定しております。また、当該業績指標を選定した理由は、連結当期純利益は取締役が経営者として最終利益に責任を負うことを明確にするためであり、年間配当額は取締役が株主との利益意識を共有することを目的としているからであります。

二. 株式報酬

株式報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的に、基本報酬および役員賞与とは別枠で譲渡制限付株式を交付しております。個人別の交付株式数は、その責任と役割を勘案して役位ごとに定めた基準株式数を基に、個人別査定に応じた株式数を交付しております。

ホ. 基本報酬、業績連動報酬および株式報酬の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合は、概ね、基本報酬：業績連動報酬：株式報酬＝7：2：1を基準としております。取締役の種類別の報酬割合については、当社と同規模、関連する業種・業態の報酬水準を踏まえ、指名・報酬諮問委員会で検討することとしております。

② 取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、その職務の独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみとしており、株主総会で決議された総額の範囲内において決定しております。また、各監査等委員の報酬は、監査等委員の役割・職務の内容を勘案し、常勤および非常勤を区別のうえ、独立性を担保する目的で監査等委員である取締役の協議により決定しております。

③ 取締役および取締役（監査等委員）の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年11月17日開催の第66回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名であります。また、金銭報酬とは別枠で、2017年11月16日開催の第67回定時株主総会において譲渡制限付株式報酬として年額50百万円以内、交付する普通株式の上限として年5万株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名であります。

取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2016年11月17日開催の第66回定時株主総会において年額35百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役は2名）であります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議により全社を統括する代表取締役会長根本哲夫に一任して決定しており、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、各取締役の役員賞与の額および各取締役の譲渡制限付株式の交付株式数としております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役会長が最も適していると判断したからであります。また、取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、代表取締役会長は、当該答申の内容を尊重して決定することとしております。

⑤ 取締役および取締役（監査等委員）の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	対象となる 役員の員数 (名)
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	203 (10)	132 (10)	35 (一)	35 (一)	8 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	28 (15)	28 (15)	— (一)	— (一)	4 (3)
合計	231 (25)	161 (25)	35 (一)	35 (一)	12 (5)

- (注) 1. 上記取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬等の額には、第75回定時株主総会において決議予定の役員賞与35百万円（うち社外—百万円）が含まれております。
2. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人としての職務に対する報酬（賞与含む）として、30百万円を支給しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役	浅 井 紀 子	イビデン株式会社 社外取締役 国立大学法人 豊橋技術科学大学 常勤監事	当社との間には特別の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	内 藤 正 明	弁護士 東濃信用金庫 監事 ナトコ株式会社 監査役	当社との間には特別の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	木 全 美 加	木全美加公認会計士事務所 代表 株式会社プロトコーポレーション 社外 取締役 地盤ネットホールディングス株式会社 社外取締役	当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動内容

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	加 川 純 一	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席しております。大手製造会社の取締役として経営に携わった経験、およびモノづくり全般に関する幅広い専門的見地から取締役会での議案審議等に対する積極的な発言のほか、期待される役割に基づき、他の取締役の職務の執行状況、経営の妥当性などの経営に関する監督や助言を行い、適切にその役割を果たしております。
	浅 井 紀 子	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席しております。経済学博士として長年製造業の研究に携わり、生産管理、人財育成（人的資本経営）分野を中心に、高度な学術知識と豊富な知見を有しており、その専門的な見識に基づいた経営に関する的確な助言や提言を積極的に行い、適切にその役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	内 藤 正 明	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席しております。また、監査等委員会13回の全てに出席しております。弁護士としての客観的かつ専門的見地から当社の経営全般ならびに当社のコンプライアンス体制の維持・強化についての意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。さらに、任意の指名・報酬諮問委員会の委員として活発な審議に参画しております。
	秋 葉 和 人	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席しております。また、監査等委員会13回の全てに出席しております。地域金融機関における経営者として培った企業経営に関する豊富な見識を有し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。さらに、任意の指名・報酬諮問委員会の委員として活発な審議に参画しております。
	木 全 美 加	2024年11月21日就任以降の当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席しております。また、監査等委員会10回のうち9回に出席しております。公認会計士として、財務および会計分野における専門的経験・知識を有しており、独立した客観的な立場から当社の業務執行の監督とともに経営の助言を行い、適切にその役割を果たしております。さらに、任意の指名・報酬諮問委員会の委員として活発な審議に参画しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	42百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額は金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めて記載しております。
2. 当社の在外連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の他の監査人の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制につき、次のとおり整備することを取締役会において決議しております。

内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は別に定める「経営理念」に則り、公平かつ公正な企業活動により、社会的使命を果たすため、会社法および会社法施行規則に基づき、次のとおり当社および子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保する体制（以下「内部統制システム」という）を整備する。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス規程を定め、取締役および使用人に法令・定款の遵守を徹底いたします。
- ② 当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は監査等委員会が定めた監査方針のもと、監査等委員の取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行の監査および監督を行うことといたします。
- ③ 内部監査室は、各部門の業務執行、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、その結果を定期的に取り締役会および監査等委員会に報告することといたします。
- ④ 法令違反その他法令上疑義のある行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、内部監査室長または社外取締役に通報しなければならないと定め、通報者に対しては、不利益がないことを確保いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に定めるところにより、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、適切に保存および管理することといたします。
- ② 取締役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものといたします。
- ③ 情報セキュリティポリシーを制定し、保有する全ての情報を企業活動における重要な資産と位置づけ、適切に保護管理いたします。
- ④ 法令または証券取引所の規則等に情報の開示を定められている事項は、速やかに開示することといたします。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に係る規程を定め、各部門および各子会社の業務に付随するリスクについては、当該部門および当該子会社にて個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施などを行うものとし、組織横断的リスク状況の監視ならびに全社的対応は、管理本部が行うものいたします。
- ② 内部監査室は管理本部と連携し、各部門および各子会社におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会および監査等委員会に報告するものいたします。
- ③ 重要な損失の危険が顕在化した場合には、取締役社長直轄の対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に抑える体制を整えることいたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜に臨時取締役会を開催することいたします。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、每期ごとに定める各取締役の業務分掌において、それぞれの責任者および執行手続きについて定めるものいたします。
- ③ 取締役会は、中期経営計画および年度総合予算を策定し、各部門が実施すべき具体的な年度目標設定を行い、月次での業績管理を実施いたします。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社管理規程に基づき、当社グループ全体の業務執行に関する報告、決裁の体系を明確にいたします。
- ② 内部監査室は、当社グループ各社への内部監査を実施いたします。
- ③ 当社は当社グループ会社への指導・支援を行うほか、必要に応じ取締役または監査等委員を派遣し、業務執行に対する監査・監督を行うこといたします。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものいたします。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないものいたします。

(7) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、その補助業務を遂行するにあたり、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの指揮命令を受けないものといたします。
- ② 当該使用人の任免、異動、人事評価に関しては、監査等委員会の同意を得ることといたします。

(8) 当社グループの取締役、監査役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員が出席する取締役会等の重要な会議において、担当する業務の執行状況を報告することといたします。
- ② 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）、監査役および使用人は、監査等委員会に対して、法的事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項が発生した場合には、その内容を速やかに報告するものといたします。
- ③ 監査等委員会が選定する監査等委員は、いつでも当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に対して報告を求めることができるものといたします。
- ④ 監査等委員会に報告した者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものといたします。
- ⑤ 監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が監査等委員会の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、当社の会計監査人と会計監査の内容等についての情報交換が十分に行える体制を整えることといたします。
- ② 監査等委員会と取締役社長との定期的な意見交換会を開催いたします。

(10) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 社会的正義を実践するため、当社はコンプライアンス規程において「反社会的勢力に対しては毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わってはならない。また、名目の如何を問わず反社会的勢力に対し経済的利益を含む一切の利益を供与してはならない」旨を定め、取締役および使用人に周知徹底いたします。
- ② 反社会的勢力に対する統括部門は総務部、不当要求防止責任者は総務部長とし、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、速やかに警察など外部専門機関と連携を取り対処いたします。

内部統制システムの運用状況

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備および運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

当事業年度においては内部統制監査および業務監査を年1回ずつ実施し、取締役会にその内容を報告いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

平均値および比率は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しておりますが、「1. 企業集団の現況に関する事項 (6)重要な親会社および子会社の状況 ②重要な子会社の状況」の当社の議決権比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	62,290,395	流 動 負 債	28,897,530
現金及び預金	29,636,513	支払手形及び買掛金	14,310,600
受取手形	31,974	電子記録債権	4,566,144
売掛金	11,300,962	リース負債	104,654
商品及び製品	4,594,786	未払法人税等	917,952
仕掛品	10,698,585	契約負	7,206,437
原材料及び貯蔵品	2,083,750	賞与引当金	405,463
その他の当座預金	665,029	役員賞与引当金	44,756
倒引当金	3,281,122	固定負債	1,341,520
固定資産	12,118,845	固 定 負 債	1,902,394
有形固定資産	8,253,514	リース負債	558,531
建物及び構築物	3,039,757	繰延税金負債	838,671
機械装置及び運搬具	1,398,273	再評価に係る繰延税金負債	201,936
工具器具備品	833,904	退職給付に係る負債	67,881
土地	2,748,179	その他の負債	235,372
建設仮勘定	233,400	負 債 合 計	30,799,924
無形固定資産	696,277	純 資 産 の 部	
のれん	14,700	株 主 資 本	40,711,863
ソフトウェア	622,633	資本	951,106
ソフトウェア仮勘定	49,906	資本剰余金	1,310,712
電話加入権	9,037	利益剰余金	38,761,751
投資その他の資産	3,169,053	自己株	△311,706
投資有価証券	2,680,182	その他の包括利益累計額	2,754,499
繰延税金資産	100,847	その他有価証券評価差額金	1,093,627
その他の負債	388,923	土地再評価差額金	△646,954
倒引当金	△900	為替換算調整勘定	2,307,825
資 産 合 計	74,409,241	非 支 配 株 主 持 分	142,953
		純 資 産 合 計	43,609,317
		負債及び純資産合計	74,409,241

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		86,146,486
売上原価		72,281,158
売上総利益		13,865,327
販売費及び一般管理費		9,329,276
営業利益		4,536,051
営業外収入		
受取利息及び配当金	164,370	
その他	137,415	301,786
営業外費用		
支払利息	1,480	
為替差損	12,833	
その他	13,552	27,865
経常利益		4,809,972
特別利益		
固定資産売却益	3,734	3,734
特別損失		
固定資産除却損	6,276	
固定資産売却損	299	6,575
税金等調整前当期純利益		4,807,131
法人税、住民税及び事業税	1,581,049	
法人税等調整額	△88,064	1,492,985
当期純利益		3,314,145
非支配株主に帰属する当期純利益		1,800
親会社株主に帰属する当期純利益		3,312,345

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2024年9月1日残高	951,106	1,735,112	36,554,566	△771,685	38,469,098
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,446,755		△1,446,755
親会社株主に帰属する当期純利益			3,312,345		3,312,345
自 己 株 式 の 取 得				△786	△786
自 己 株 式 の 処 分		26,800		9,565	36,366
自 己 株 式 の 消 却		△451,200		451,200	－
連 結 範 囲 の 変 動			341,594		341,594
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	△424,399	2,207,185	459,978	2,242,764
2025年8月31日残高	951,106	1,310,712	38,761,751	△311,706	40,711,863

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計		
2024年9月1日残高	991,618	7,021	△641,184	2,647,833	3,005,289	153,956	41,628,345
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△1,446,755
親会社株主に帰属する当期純利益							3,312,345
自 己 株 式 の 取 得							△786
自 己 株 式 の 処 分							36,366
自 己 株 式 の 消 却							－
連 結 範 囲 の 変 動							341,594
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	102,009	△7,021	△5,769	△340,008	△250,790	△11,002	△261,792
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	102,009	△7,021	△5,769	△340,008	△250,790	△11,002	1,980,972
2025年8月31日残高	1,093,627	－	△646,954	2,307,825	2,754,499	142,953	43,609,317

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	金 額		科 目	金 額	
流動資産	43,970,645		流動負債	23,360,776	
現金及び預金	19,633,222		支払手形	792,013	
受取掛	31,974		子記簿債	4,519,916	
電子記録	4,355,821		買掛	11,656,080	
売掛	8,658,797		未払	615,270	
商仕掛	7,023,108		未払	259,210	
製材	192,416		未払	717,145	
仕原材	1,799,445		未払	4,323,138	
貯蔵	456,545		未払	86,382	
前渡	35,884		未払	335,128	
前費	1,511,230		未払	35,000	
そ引当	80,350		未払	21,490	
貸倒引当	194,326		未払	881,696	
固定資産	12,467,382		繰延税金負債	190,248	
有形固定資産	5,700,646		繰延税金負債	201,936	
建物	2,301,142		繰延税金負債	489,511	
構築物	47,850		繰延税金負債		
機械及び装置	775,216		繰延税金負債		
車両運搬具	627		繰延税金負債		
工具、器具及び備品	536,497		繰延税金負債		
建設仮勘定	1,805,911		繰延税金負債		
無形固定資産	233,400		繰延税金負債		
のれん	661,035		繰延税金負債		
ソフトウェア	14,700		繰延税金負債		
ソフトウェア	602,771		繰延税金負債		
電話加入権	34,526		繰延税金負債		
投資その他の資産	9,037		繰延税金負債		
投資有価証券	6,105,700		繰延税金負債		
関係会社株	2,422,643		繰延税金負債		
関係会社出資	2,411,510		繰延税金負債		
長期前払証	1,096,764		繰延税金負債		
差入保証	40,531		繰延税金負債		
そ引当	92,869		繰延税金負債		
貸倒引当	42,280		繰延税金負債		
	△900		繰延税金負債		
資産合計	56,438,027		負債及び純資産合計	56,438,027	
			負債合計	24,242,473	
			純資産合計	32,195,554	
			株主資本	31,825,665	
			資本剰余金	951,106	
			資本剰余金	1,312,005	
			資本剰余金	995,924	
			資本剰余金	316,080	
			資本剰余金	29,874,260	
			資本剰余金	237,776	
			資本剰余金	29,636,483	
			資本剰余金	128,027	
			資本剰余金	16,830,000	
			資本剰余金	12,678,455	
			資本剰余金	△311,706	
			資本剰余金	369,888	
			資本剰余金	1,012,888	
			資本剰余金	3,954	
			資本剰余金	△646,954	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 9 月 1 日から)
(2025年 8 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	71,333,478
売上原価	61,846,172
売上総利益	9,487,305
販売費及び一般管理費	6,661,423
営業利益	2,825,882
営業外収益	
受取利息及び配当金	1,174,914
為替差益	5,169
その他	59,511
営業外費用	
支払利息	1,476
その他	4,818
経常利益	4,059,182
特別利益	
固定資産売却益	296
特別損失	
固定資産除却損	5,753
固定資産売却損	54
税引前当期純利益	4,053,670
法人税、住民税及び事業税	1,032,785
法人税等調整額	△62,113
当期純利益	3,082,997

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利 益 準 備 金
2024年9月1日残高	951,106	995,924	740,480	1,736,405	237,776
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					
固定資産圧縮積立金の取崩					
当 期 純 利 益					
自己株式の取得					
自己株式の処分			26,800	26,800	
自己株式の消却			△451,200	△451,200	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	－	－	△424,399	△424,399	－
2025年8月31日残高	951,106	995,924	316,080	1,312,005	237,776

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				自己株式
	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計	
	固 定 資 産 圧縮積立金	別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金		
2024年9月1日残高	135,115	16,830,000	11,035,125	28,238,017	△771,685
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,446,755	△1,446,755	
固定資産圧縮積立金の取崩	△7,087		7,087	－	
当 期 純 利 益			3,082,997	3,082,997	
自己株式の取得					△786
自己株式の処分					9,565
自己株式の消却					451,200
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	△7,087	－	1,643,330	1,636,242	459,978
2025年8月31日残高	128,027	16,830,000	12,678,455	29,874,260	△311,706

(単位：千円)

	株 主 資 本	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
2024年9月1日残高	30,153,843	926,698	6,745	△641,184	292,259	30,446,102
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当	△1,446,755					△1,446,755
固定資産圧縮積立金の取崩	－					－
当 期 純 利 益	3,082,997					3,082,997
自己株式の取得	△786					△786
自己株式の処分	36,366					36,366
自己株式の消却	－					－
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）		86,190	△2,791	△5,769	77,629	77,629
事業年度中の変動額合計	1,671,822	86,190	△2,791	△5,769	77,629	1,749,451
2025年8月31日残高	31,825,665	1,012,888	3,954	△646,954	369,888	32,195,554

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年10月14日

株 式 会 社 進 和
取 締 役 会 御 中有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所指定有限責任社員 公認会計士 水 上 圭 祐
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 石 原 由 寛
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社進和の2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社進和及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年10月14日

株 式 会 社 進 和
取 締 役 会 御 中有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所指定有限責任社員 公認会計士 水 上 圭 祐
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 石 原 由 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社進和の2024年9月1日から2025年8月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えるとは合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月15日

株式会社 進 和 監査等委員会

常勤監査等委員 茂 木 恒 有 ㊦

監査等委員 内 藤 正 明 ㊦

監査等委員 秋 葉 和 人 ㊦

監査等委員 木 全 美 加 ㊦

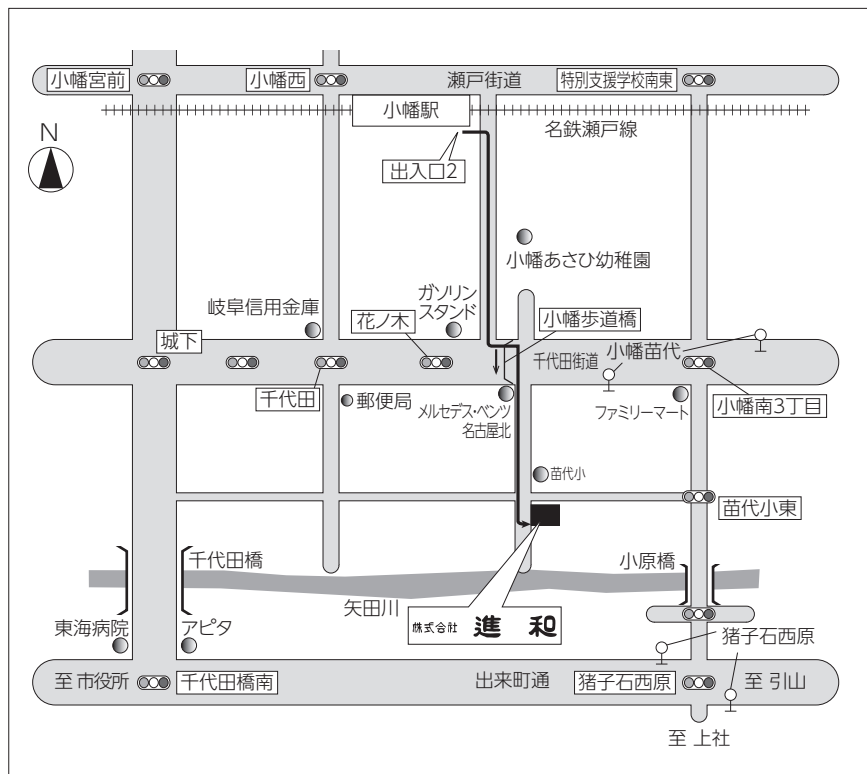
(注) 監査等委員内藤正明、秋葉和人、木全美加は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役ではありません。

以 上

株主総会会場のご案内

◆会場 名古屋市守山区苗代二丁目9番3号
当社 本社8階会議室
電話 (052) 796-2533

◆交通機関 名鉄瀬戸線「小幡駅」下車徒歩約15分
基幹バス引山方面行「猪子石西原」下車徒歩約10分
地下鉄東山線池下駅より市バス大森車庫行
「小幡苗代」下車徒歩約5分



パソコン・スマートフォン・タブ
レット端末からご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/7607/>

